

平成28年度第6回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成28年10月11日(火)午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)

3. 開 会 平成28年10月11日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	6番 濱村 隆喜	7番 城戸 政治
8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉	10番 濱口 剛
11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博	13番 馬場 廣幸
14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二	16番 松野 智子

5. 欠席委員は次のとおりである。

5番 上野 峰廣

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 農地の買受的確証明願(耕作目的)について

議案第23号 農用地利用集積計画(案)の決定について

その他

事務局  
濱北会長

ご起立をお願いします。礼。着席

改めましておはようございます。まずは、本日の欠席者は、5番の上野委員が所用でお休みです。

それでは、ただいまから始めたいと思います。

一言御挨拶を申し上げます。

9月20日の台風16号、それから、10月4日の18号、予想では九州直撃かという予想でございましたが、東へ西へとそれで大変よかったかなと、今、思っております。

阿蘇方面では、4月の地震から、大雨、台風、それからこの前の阿蘇の中岳の大噴火、農業には非常に大きな被害を与えているようでございます。これを、踏んだり蹴ったりという言い方ではちょっとおかしいですが、そういうふうに思っているところでございます。

いよいよ稲刈りも始まりました。どうぞ元気で行っていただきたいと思いません。

今日は平成28年度の第6回長洲町農業委員会定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の提出議案は、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第22号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」、議案第23号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

本日の議事録署名人は、15番、濱崎委員、16番、松野委員です。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、報告第8号でございます。農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動届出があったので、次のとおり報告をいたします。

受付番号5番でございます。届出人の住所、氏名でございますが、九州以外と書いてあります。千葉県佐倉市の方でございます。届出物件の表示でございますけれども、所在が折崎大辻、地番が1176番の1、台帳、現況ともに田、地積は685㎡でございます。次に、同じく折崎前田でございます。地番が1615番の1、台帳、現況ともに畑でございます。地積が265㎡でございます。続きまして、折崎の合ノ原779番の1、台帳、現況ともに田でございます。地積が621㎡でございます。最後に、折崎小柳962番でございます。台帳、現況ともに田でございます。地積が653㎡でございます。権利取得日でございますけれども、平成22年12月4日。所有権移転の事由でございますが、相続となっております。上から三つは農振地でございます。あっせん希望はなし、一番下だけ農振農

用地でございますのでありということになっております。合計いたしまして田のほうで3筆、1,959㎡、畑のほうで1筆265㎡でございます。合計4筆で2,224㎡となっております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ただいま、報告第8号について説明が終わりました。この件について何か質疑等はございませんか。

池本委員

あっせん希望ありが1枚ありますけれども、どういったあっせんを希望されているのか。

事務局

ありというのが、千葉におられる方ということで、この書類を司法書士の先生に頼まれておられますが、頼まれた方は山鹿におられる御兄弟の方でございました。先生のほうと御連絡をとったところによると、売るにしてもお貸しするにしても構わないと。先生自身もこの地主本人様の御連絡先等々は知らないで、もし農業委員会のほうであれば、また御本人とは郵便等のやりとり等で御連絡をしていただければということでした。

以上です。

池本委員

そうすれば、この4筆とも現状の管理はどうなっているのか。

事務局

多分御本人か、あとは水田台帳のほうで誰かがつくられて……。昔は管理を頼まれている方がいたというところは伺ってはおります。

池本委員

今、これは耕作放棄地になっとつとやない？ 誰か管理しとつとですか。誰が作付して。利用権設定とか何とかは。

事務局

ないです。

池本委員

けれども地元の方は？ これは折崎というけれども、折地のほうですか、赤崎のほうですか。

事務局

折地のほうです。

池本委員

折地のほうね。現況はどがんなとつとかな。この前、調査したばかりでしょう。放棄地にはなとらんでしょうね。

坂上委員

言われても番地までは覚えとらんけんですね。

事務局

また見てみましょうか。

池本委員

放棄地か何かになつとるかもしれん。一番大事なことです。後で見とおきなつせ。放棄地になつとれば、この前、調査してる放棄地で上がってきたわけですよ。放棄地に上がってきたらんということは、誰かが管理しよるわけです。

事務局

誰かが管理してると思います。そこはちょっと聞かないとわからないかなという部分です。

池本委員

出てきたときに、こういった面はぴしゃっと調べといてくれんですか。ただこういったものが出てきましたよ……。そがんとなつとん調べんなら。これは相続じゃろう？

事務局

相続です。

池本委員

相続なら届けんちゃよかつじゃけんが、届けなしでんが何関係なかばつてんが、そういった届けが出てきてあるならば、そういったものは現況どうなつとるか、事務局はそういったことば把握しとらんげな、農業委員の仕事じゃなか

やな。それはしっかりと把握しとってもらわんと困りますよ。特にこういった遠方の方が地権者になられた場合は、その後の管理はどうなっているか。あっせん希望があったなら、今言ったように売買か小作に出すか、そういったことをしっかりと把握しとかんと、我々が調査したつに何もならんわけですよ。そういうことをお願いします。

事務局  
濱北会長

はい、わかりました。

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ原案どおり決定してよろしゅうございますか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。原案どおり承認をいたします。

次に移ります。2ページです。報告第9号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。受付番号15番から35番まで、多いですが事務局より一括して説明してください。

事務局

それでは、「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」でございます。次のとおり報告をいたします。

受付番号15番でございます。賃貸人が清源寺区の方、賃借人が腹赤区の方でございます。所在が2筆とも清源寺前浜、地番が3043の1、3044番の1でございます。台帳、現況ともに田でございます。地積が、上から880㎡、494㎡となっております。理由でございますけれども、合意解約、賃貸人の自作のためということで、10年間の借地設定をされておりましたけれども、平成28年9月12日に合意解約をされております。

続きまして受付番号16番でございます。16番から34番までは賃借人が同じ方でございます。賃貸人のほうが赤崎区の方、同じく賃借人の方も赤崎区の方でございます。所在でございますけれども、折崎の碇が2筆ございます。138番の1と138番の2、現況、台帳ともに田でございます。1,132㎡と6,291㎡でございます。続きまして、折崎の古城でございます。249番、台帳、現況ともに田でございます。地積が2,223㎡でございます。続きまして、東畑、地番が392番、ともに田でございます。地積が557。続きまして北川でございます。406番、407番の1、411番、412番の1、413番の1、414番の1、415番の1と6筆でございます。畑と田なっております。地積が、上が510㎡、次が903㎡、次が660㎡、次が1,019㎡、次が1,243㎡、次が1,867㎡、次が904㎡となっております。続きまして、宮野の古城でございますが、1384番地と1385番地です。現況、台帳ともに田でございます。593㎡と562㎡でございます。次が瀬戸でございます。1453番と1454番でございます。平米のほうが562㎡と712㎡。次が大堤でございます。1534番と1535番です。台帳、現況ともに田でございます。524㎡と501㎡でございます。

続きまして、受付番号17番、こちらと同じく賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方でございます。折崎碇142、台帳、現況ともに田でございます。地積3,581。続きまして、折崎北川が3筆ございまして、432番、433番、429番となっております。

ります。台帳、現況ともに田、535㎡、207㎡、388㎡となっております。

続きまして、受付番号18、こちらも賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方です。折崎新谷309番地、現況ともに田でございます。2,980㎡でございます。

続きまして、受付番号19番でございます。賃貸人、賃借人、同じく赤崎区の方でございます。折崎北川435番、現況、台帳ともに田でございます。897㎡でございます。

続きまして、受付番号20番、こちらも賃貸人、賃借人、同じく赤崎区の方でございます。折崎碓141、台帳、現況ともに田でございます。2,287㎡でございます。

受付番号21番、賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方で、宮野古城1391番の1、台帳、現況ともに田でございます。地積は1,038㎡となっております。

ページをめくっていただいて。

受付番号22番、こちらのほうも同じく賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方で、折崎合ノ原741番、台帳、現況ともに田、地積は884㎡でございます。

続きまして、受付番号23番、同じく両方とも赤崎区の方で、折崎の向田50番、現況、台帳ともに田で1,017㎡です。続きまして碓156番、現況、台帳ともに田でございます。3,284㎡です。次に新谷332番、現況、台帳ともに田でございます。4,476㎡。続きまして北ノ原497番、台帳、現況ともに田でございます。1,845㎡となっております。

次に、受付番号24番です。こちらと同じく両方とも赤崎区の方。折崎向田99番、台帳、現況ともに田で1,095㎡となっております。

続きまして、受付番号25番、賃貸人の方がこちらは九州管内と書いてはございますが、久留米の方でございます。賃借人の方が赤崎区の方。折崎北ノ原445、台帳、現況ともに田でございます。1,240㎡。続きまして宮野高尾1624番、台帳、現況ともに田、1,184㎡となっております。

受付番号26番、こちらも賃貸人の方は同じでございます。久留米市在住の方でございます。賃借人の方が赤崎区です。折崎北川434番、台帳、現況ともに田、440㎡。次に宮野瀬戸1455、台帳、現況ともに田でございます。861㎡。次に、折崎北原446番、台帳、現況ともに田でございます。828㎡でございます。

続きまして、次のページ、受付番号27番、賃貸人の方は熊本県内と書いてありますが熊本市在住の方でございます。賃借人の方が赤崎区でございます。折崎向田98番、台帳、現況ともに田でございます。地積は760㎡。

続きまして、受付番号28番、賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方でございます。折崎碓143番、台帳、現況ともに田でございます。4,815㎡でございます。

続きまして、受付番号29番、賃貸人の方、熊本県内と書いてございますが、熊本市内に在住の方でございます。賃借人が赤崎区でございます。所在のほう宮野永浦1252番、台帳、現況ともに田でございます。地積は1,947㎡でございます。

受付番号30番、賃貸人、賃借人ともに赤崎区の方。宮野の高尾1595番、台帳、現況ともに田でございます。

受付番号31番、賃貸人、賃借人、同じく赤崎区の方。折崎東畑401番の1、台帳、現況ともに田、1,630㎡となっております。

ページのほうをめぐってください。6ページでございます。

受付番号32番、賃貸人、賃借人、同じく赤崎区の方。折崎碓173番、台帳、現況ともに田、地積が1,047㎡でございます。

受付番号33番、賃貸人、賃借人、同じく赤崎区でございます。折崎古城251番の1と251番の2でございます。台帳、現況ともに田でございます。地積が4,511と2,000㎡となっております。

受付番号34番、賃貸人、賃借人、同じく赤崎区の方でございます。折崎の吉ノ浦でございます。地番が540番1、台帳、現況ともに田、1,216㎡となっております。

先ほどから説明をいたしました受付番号16から34番、申請理由は同じでございます。賃借人の規模縮小のためということになっております。それぞれ合意解約になっておりますが、8月22日に全部成されております。

最後に、受付番号35番でございます。賃貸人が清源寺区の方、賃借人が葛輪区の方でございます。所在は清源寺中島、地番が249番、現況、台帳ともに田となっております。地積は977㎡。申請理由は、賃貸人の自作のためとなっております。合意解約成立日が8月22日と出されております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

大変多く説明がございました。ありがとうございました。

15番から35番までの説明がありました。この件について何か質問等はないですか。

馬場委員

質問じゃなかばってん、ちょっとよかですか。

濱北会長

はい、どうぞ。

馬場委員

一応、合意解約が8月22日になっておりますが、この後の耕作者は誰か決まっとるとですかね。要するに、米ばつくっとかんと、間があるけんがということ。

坂上委員

今年までつくらすとたい、全部。で、今度の麦から次の人たちになります。

馬場委員

後釜は決まっとると？

坂上委員

うん。

濱北会長

何か決まっとるそうです。六栄のほうに行けば、全部、皆さんが知っておられる。

馬場委員

わかりました。

濱北会長

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ全て承認してよろしゅうございますか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。

次に進みます。7ページです。議案第20号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明をしてください。

議案第20号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号5番でございます。申請人の住所・氏名というところで、譲渡人が塩屋区の方、譲受人も同じく塩屋区の方でございます。所在地が永塩字芝原1961番の2、台帳、現況ともに畑となっております。地積が426㎡。

申請理由は、渡し人のほうが規模縮小、受人のほうが経営規模拡大となっております。経営面積は、渡し人が1万1,135㎡、受人が6,047㎡となっております。

全部効率利用要件でございますけれども、現在、譲受人は、家族二人で農業に従事しておられます。当該農地は野菜、キャベツ、白菜、ニンジンなどを作付をされております。全て農地は耕作するというところでございました。

農作業常時従事要件でございますけれども、現在、譲受人は50年以上の農作業経験がございます。また、取得後も従事するというところでありますので問題はないかと思われま

す。農機具の所有状況でございますけれども、トラクターを1台、田植え機及び収穫は、作業委託によって実施されているということでございます。そのほか、動噴や草刈り機を使用されており、農作業には支障はないと思われま

せん。通作距離でございますけれども、自宅のすぐ隣ということで問題はござい

ません。下限面積の要件でございますが、先ほど申しましたように面積が6,047㎡となりま

すので、面積の方は適合しております。地域との調和要件と地域との役割分担の状況でございますが、従前より譲受人のほうがこちらの作付をしている土地でございます。今後も作付を行うということで問題はないと思われま

す。周囲の営農条件、周辺の地域との関係でございますが、申請地は現状も畑でございます。水路等も不要と思われま

す。道路に接しておりますし、作付については、先ほど申しました野菜、キャベツ、白菜、ニンジンなどを耕作されるということでござ

いますので、問題はないと思われま

す。以上で説明の方を終わります。

ただいま、受付番号5番について事務局の説明が終わりました。

ここで地元担当委員で4番の宮野委員に補足説明をお願いいたします。4番の宮野です。補足説明をいたします。8ページを見ていただければわかると思いますが、駅のほうから塩屋に入って、永方の北本石油というところがあって、100メートルぐらい戻って、南のほうに100メートルぐらい行ったところが所在地です。

これは、去年だったですかね、譲渡人の買う前から譲受人が畑として借って耕作されていたわけですよ。それを譲渡人が、野菜畑、花畑がないということで、譲受人の隣ですけん、そこを耕作したいと言って買われたわけですよ。譲渡人が半分、譲り受けられたように話してくださいと言われました。よろしくお願

濱北会長

宮野委員

濱北会長

議案第20号について何か質疑、質問等はありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。なしというお声ですので、賛成の方の挙手を求めます。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。原案どおり決定をいたします。

次に進みます。10ページです。議案第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

受付番号13番の説明を事務局よりしてください。

事務局

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号13番でございます。譲受人が古城区の方、譲渡人が向野区の方でございます。所在は宮野字尾崎436番の1、台帳、現況ともに畑となっております。地積は478㎡。申請理由が資材置き場。施設面積も同じく478㎡となっております。こちらの農地区分でございますけれども、水道管、下水道管の2種類の埋設の道路が沿道の区域でございます。申請地からおおむね500㎡以内に二つの教育施設、腹栄中と六栄小がございます。その他公共施設または公益的施設があったため、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございます。土地の購入費及び擁壁の工事費など、事業費を金融機関からの残高証明が出されております。超過しているということで適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされております。平成28年11月1日着工予定の計画でございます。遅滞なく事業に供されることが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性というところで、申請地に資材置き場として計画されており、山砂、砕石、ブロック等の保管スペースとして170㎡、その通路として308㎡と計画されており、必要な面積ということで適当と思われま

す。転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無ですけれども、申請地の南側と東側及び北側へブロックの擁壁を設置し、土砂流出の防止を図るということでございます。周辺農地への支障は問題ないかと思われま

す。その他特記事項でございますけれども、雨水は申請地の南側の排水路へ、汚水や生活排水は発生いたしませんけれども、必要な場合は下水道を使用するという

ことでございました。

濱北会長

以上で説明を終わります。

増岡委員

ここで地区担当委員の14番、増岡委員に補足説明お願いいたします。

14番、増岡が説明いたします。

場所は、踏切のところ、この資料でございますけれども赤でございました。ずっと耕作放棄地になっているところ、あそこの線路のところの拡幅工事のときに、ちょっと狭くはなったものの、そのまま放棄地になっ

濱北会長

いまして、資材置き場に整備するならば減るのではないかなと思っております。  
他のところは、問題ないかと思えます。御審議ください。

坂上委員

今、補足説明がございました。

この件について何か質問、質疑等はございませんか。はい、どうぞ。

ここで資材置き場というたら、先も、竹やぶでしょう？

これは次は開墾されんじやなかですか。廃棄物ばしたら。南のほうはハウスが建っている。どがんすつと？

事務局

その奥の方も相談があったんですけども、実は、水道管と下水管が通って初めて3種農地で転用ができるものですから、これが1筆ものだったら転用がそのままできたんですが、やはり、こう二つに分かれていて、この土地に下水・水道管が接しているかと言われたときに、実は県のほうにも聞いたんですよ。「接していませんね」と。「ただ、教育施設が入っているから」という話をしたんですけども、「許可のほうは難しいですね」と言われた経緯でございます。

奥は確かに荒れているんですよ。だから、どうかかなと思ったんですけども、そこはいろいろ話はしてみたんですが.....。

坂上委員

あそこは竹やぶかい。

増岡委員

そうよ、竹やぶになってるよ。

濱北会長

これは完全に死んでしまうな。

池本委員

この転用は、私も疑問だらけなんですよ。雨水排水の許可は私が印鑑を押しました。ところが、そのとき、私もどうかかなということで、印鑑のほうは押したとして、何かそういったことを委員会に認めて許可をおろすという方法も一つないんですかね、これは。というのが、この403番の竹ば切ったつが、そのまま下の水路に、今、落としてあるわけですよ。それで、何とか農地・水とかで上げてやらないかんと思うばってん、今度はもうともものほうが高かけん、行っていかんわけですよ。それで、排水路も竹ん腐って倒れてきて流れがよくできんというような形。

それと、許可はおろされんやった、何や、言うて、不動産屋が何の資材ば置かないかんとですかね。置く可能性もあんまりなかと思うわけです。不動産屋が。

建設業なら資材置き場でよかですよ。不動産屋が資材置き場.....。そういった耕作放棄地のあたりであって、踏切の前に右の方向もよく見えんということで開発してもらおうと非常にありがたかばってんが、するなら先まで何かできんとかかなという感じですよ。

私も、そげんか雨水許可をおろすとき、雨水だけは直接落ちないように、排水溝をぴしゃっと設けて土が漏らんようにしてくださいよということは書いて、雨水排水許可にも出したんですけども、どがんできんとかかな、この先は。403番のほうは。

事務局

403番でしょう。それは、一応、県には全部聞いたですよ。

池本委員

農業委員会の意向として、そういったことで置いといても有効活用全くでき

んわけよな。道のなかけんが。前ばうっぱめてしまうけんが。あるのはあるけど、これは1メートルぐらいの道路ですね、図面上。何かそういったことを研究してせんと、耕作放棄地もますます減りもせん。それで、土地が死んでしまうわけですよ。

事務局 だから、あとは非農地化の話かなというふうに思います。なかなかこの点、いろいろ聞いてみたっですけれども、県は「うん」ては言いなはらんだっです。法律ば、どうしてもそこは守らすというごたる感じですね。でも、現況はこうですよという話はするんですが、なかなかそこはちょっと……。

池本委員 それでなければ、前から出とる現況農地を山林に変えてするとか何とか、そういう方法でもとってせんと、これは永久的に開発でけん土地ですもんね。そがんとばしゃくし定規にしゃんむり曲げられんとが現状でそのまましとるけん、真っすぐ伸ばしてやるような方法ば考えんと、ここはどうにもならんわけです。竹んほこると、またあの踏切で先が見えんわけですよ。ほしたら危なかつじゃんな、見えなし。

事務局 じゃ、方法としては地目変更して、農地から外すという方法しかなかわけですか。

池本委員 今のところはですね。だから、それも聞いてみらんとわからんです。どういう手続が要るのは、そこはまたうちも勉強させてもらってよかですか。

事務局 405の1と403の3、この先のもなるごたるもん。これ、今、そうだもん。

池本委員 はい、そうですね。

事務局 ハウスのあるところのちょっと先まで。あとは水路も線路にひっついてしもうとるもん。

池本委員 私も、許可をおろすとき、見に行っただばってん、ハウスの人も困っとらすですよ。竹ば切ったやつばそのまま倒してあるわけです。水路を上げてやらなかなと思っばってん、今度はハウスのほうから水の入ってこんごてともば高うしてあるけん、今、パワーショベルも入らんわけやな。

濱北会長 疑問だらけやんな、こいつは。

池本委員 不動産がこっちは無償で借って、ここは開拓してくるわけにはいかんとか。それが許可のおりらんとけん。

事務局 1筆もんならですね、でけんこつはなかとですよ。

池本委員 おそらくこれも、幾らで買わしたか知らんばってん、ただんごつして買うとらすと思う。ただでもろうとらすと思うとたいなあ。これは太陽光ばするなら別ばってん。「太陽光ならよかたいな」と言うと、「いや、太陽光じゃなかと、資材置き場です」と。不動産屋が何ば置かいな、資材は。

濱北会長 これは完全に死んでしまうもん。

池本委員 さきまで、最初は1筆ものと思ったいな。そしたら違うと言わす。

事務局 そがんとらば研究して、直してやるとが農業委員会と思ったいな。県が言うたけんでけん、県が言うたけんでけんばかりじゃなくして、県ば動かすごたることばせんなら。県ば動かすごたる農業委員会はでけんとかですか、何か。

事務局 済みません。勉強中なんです。

池本委員  
事務局

それじゃ、事務局長、勉強せなりたい。

勉強した結果、法律だけですね。法律は、解釈がいろいろあるとですけども、やはりこればいっちょ認めてしまうと、他んところで不具合の出るところがあるらしくて、そこは曲げれませんというのが県の見解でした。

許可権者は県なんですけれども、うちはいろいろ県のほうに相談しながら、こういう現状ですという話はずっとしています。なるだけうちも転用できるところは転用して、守らなん農地は守りたいというような言い方をしていますので……。

濱口委員  
事務局

これは農地じゃなかもんな。

そういう話をいろいろさせていただいていますので、ちょっと勉強させてください。何とかここは考えていきたいと思います。

池本委員  
事務局

だけん、周りの農地に迷惑のかかりよるとじゃけんなあ。

そがんですよね。私もそう思うとばってんが、なかなかそこが。申しわけありません。

池本委員

私も用水組合長として、雨水排水は流してよかですよという印鑑を打つ前、現地を見に行つて、そがん状況ば見て、「先までせれ」と言うばってん、「でけん」と言わすもんな。そのとき、雨水排水の許可に条件つけとったもんな。そやけんが、それで許可しますって書いてあるけん、条件つきで許可します、って、消して、俺は組合に出しとるけん。資材置き場というて、土砂ばたあだ置かしたら、用水さん流れてくるけん。

太陽光ならちょうどよかつばってんな。おそらく太陽光に今度は売らすばな。不動産屋やけんがら。自分が安うして買うて、今度は高う太陽光に売らすとやるう。太陽光なら汽車の音のしたっちゃよかるうがな。そして、そるば、「太陽光にするとな」て聞いてみた。

そやけん、許可は認めるけれども、南のほうの土手は、堤防はしっかりして、下の水路に土砂ん流れんごつしてくれということは、農業委員会として許可するとき、条件を念を押してつてくれんですか。

事務局  
池本委員

渡すときにももう1回、きっかり言っときます。

言うだけじゃなくして、何かに書いとつてください。土砂の流出には対策はするということですね。お願いしときます。

濱北会長

ほかにないですか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、今の条件つきで賛成をしたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。条件つきです。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成で原案どおり決定をいたします。

次に受付番号14番の説明をしてください。

事務局

受付番号14番でございます。

譲受人が西荒神区の方でございます。譲渡人が梅田区の方でございます。所在が長洲字石原、3筆でございます。地番が211番の2、212番の1、213番でござ

ございます。台帳、現況ともに3筆とも田となっております。地積は、上のほうから90㎡、251㎡、1,191㎡となっております。

申請理由といたしまして太陽光発電施設となっております。施設面積が416.94㎡となっております。

農地区分でございますけれども、こちらは都市計画法に定められている用途地域でございます、第3種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますけれども、金融機関の残高証明が出されております。事業費のほうを超過しているということで適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画書等の添付がされております。平成28年11月15日より着工するというので計画をされております。遅滞なく事業に供されることが見込まれます。

計画面積の妥当性でございますけれども、申請地が1,532㎡に、太陽光パネルを240枚、416.94㎡設置し、その通路等計画をされております。面積として適当と判断しており、問題ないと思われます。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

次に、周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、申請地の土地の表面を整形するだけで、太陽光システムを設置し、パネルの高さも含む一定の間隔をあけているということで、近隣への影響はないというふうに思われます。

雨水のほうは地下浸透ということでお聞きをしております。

以上で説明を終わります。

濱北会長

説明が終わりました。ここで地区担当委員の15番、濱崎委員に補足説明をお願いします。

濱崎委員

15番、濱崎です。

場所は、梅田のセブンイレブンのある交差点から荒尾方面へ100メートルほど進み、左へ曲がった川沿いの土地になります。

申請周辺の土地は住宅地となっていて、近隣へ何ら問題はないかと思われます。

ただ1点、気になるのが、申請地の南側217の1の土地に果物の木が植えてあって、後々成長して問題にならないかなとちょっと気になりました。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ただいま補足説明が終わりましたけれども、この件について何か質問等はないですか。

土山委員  
事務局

11番の土山ですけれども、これは工事のときはどっちから入るとかな、車は、道のほうから入られると聞いています。

土山委員  
事務局

道のほうは狭くなるとね、あそこは。

トラクターぐらいだったら入るかなというスロープのあれがあったっですよね。コンクリートの。

土山委員

あそこも軽ぐらいしか行かんよ。軽かトラクターぐらいしか。

事務局	資材のほうは、多分、ここの道に横づけられて、ユニックか何かでおろされるのかなという感じはします。あと、ミニのコンボで持っていけばできるかなと。
土山委員 事務局	ちょっと一部。地形はそのままですか？ そのままですということでした。上をちょっとこう、整地はされると思いますけれども。
土山委員 事務局 濱北会長	大体 麦ば作ってあったたい。 ああ、そうですか。 ほかにないですか。
濱北会長	ありません の声有 ほかにないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。
濱北会長	賛成者挙手 ありがとうございました。全員賛成で原案のとおり決定をいたします。
事務局	次に受付番号15番の説明をしてください。 受付番号15番でございます。
	譲受人が、これは会社でございます。譲渡人が清源寺区の3名の方でございます。所在が清源寺字部都でございます。地番が、662番の1、664番、678番となっております。地目は、台帳、現況ともに田となっております。地積でございますけれども、上のほうから721㎡、1,063㎡、1,116㎡となっております。
	申請理由は同じく太陽光発電施設となっております。施設面積が1,530.38㎡となっております。
	農地区分でございますけれども、こちらのほうも都市計画法に定められている用途地域でございます。第3種農地として判断をしております。
	資力及び信用力でございますけれども、金融機関の融資予定の証明書が添付されており、事業費を超過しております。
	申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成28年11月15日より着工するというふうに計画をされております。遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。
	計画面積の妥当性でございますが、申請地2,900㎡に太陽光パネル932枚を設置されます。1,530.38㎡の設置を行われ、通路、管理駐車場等を計画されております。妥当な面積ということで問題はないかと思われませぬ。
	転用の行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。
	周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地の表面を整形するだけで太陽光のシステムを設置し、パネルの高さを低く、一定間隔をあけるといいますので、近隣への影響はないと思われませぬ。
	その他特記事項でございますが、雨水は地下浸透をさせるということでございます。
	以上で説明を終わります。
濱北会長	今、説明が終わりました。ここで担当委員である濱村委員に補足説明をお願い

濱村委員

いいいたします。

6番、濱村でございます。

16ページの地図を開いてもらいたいと思いますが、この申請箇所は国道501号線の近くに内村酸素という事務所がございます。その西側を通過しまして、途中で宅地がございますけれども、その裏を通過しまして西側に通り抜けしますと、新塘の根っこに湛水防除の機場がございますが、その駐車場の排水路に行き当たります。その行き当たったところの右側で斜線を引いてございますが、そのところが今回の申請地でございます。

次の17ページをごらんいただきたいと思いますが、申請地の西側が良好な農地の管理をされてございます。それから、申請地の南側の道路を挟んで3筆ほど農地がございますが、これも良好まではいきませんが、耕作はいつでもできるような状態でございます。それから、東の区域はほとんど宅地になっております。それと、申請地の北側の道路を挟んで1筆ございますが、693の2ですね。ここは数年間耕作されてないような状況でございます。

以上で、こんなことで、この原案につきましては何ら問題はないかと思しますので、よろしく御審議のほどお願いします。終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、事務局と担当委員の補足説明が終わりました。この件について何か質疑等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成ということで原案どおり決定をいたします。

次に受付番号16番の説明をしてください。

事務局

受付番号16番でございます。

譲受人が立野区の方、譲渡人が腹赤区の方でございます。所在は腹赤字小野四郎山でございます。地番が691番の2、704番と2筆でございます。台帳、現況ともに畑となっております。地積が754㎡と879㎡です。

こちらも申請理由は、同じく太陽光発電施設となっております。施設面積は897.91㎡となっております。

農地区分でございますけれども、第1種、第3種ともに該当せず、広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地ということであるため、第2種農地として判断しております。

資力及び信用力でございますが、金融機関から融資の予定証明書が出ております。事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性というところでは、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされており、平成28年11月15日より着工するという計画をされております。遅滞なく事業が供されることが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性でございますが、申請箇所1,633㎡に太陽光パネル548枚、897.91㎡を設置し、通路等を計画されております。適当な面積と思われるため、

問題はないと判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますけれども、申請地の691番の2と704番の間には、約1メートル程の高低差がございます。同一勾配にするためには、切盛の土工事が実施されるということでございました。造成工事により場外に土砂が流出、飛散しないように、傾斜地の下側には土留めの工事を行うということでございました。また、パネルの高さも低く、一定の間隔をあけて設置するというので、近隣への影響はないと思われま。

特記事項でございますけれども、雨水は地下浸透をされるというものでございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ここで地区担当委員の1番、池本委員、補足説明をしてください。

池本委員

池本です。

位置図は、18ページと19ページにあります。場所は、腹栄中学校のすぐ裏と思ってもらえば結構です。その後の高台ですね。ここは既に耕作放棄地で、緑になっているところで、太陽光発電は隣の702番にもありますので、そういった面では何ら支障はないと思います。

ただ、雨水排水が地下浸透になっています。太陽光の場合は、総面積全部で浸透するので、少々の雨で流れることはないと思いますけれども、今回は高低差を直すということもありまして、その土が雨で流れることがないか心配なんです。というのが、18ページで見てもらえばわかるように、すぐ下は圃場整備した第1種農地があります。そして、ここまで約5メートルぐらいの高低差がありますので、その堤防をしっかりとしてもらわなければ、水が一旦越せば、その泥は、すぐ下に排水路がありますけれども、その泥が流れ込みます。それで、許可するに当たっては、私としては、雨水排水が絶対外に流れないように強固な土どめをつくってもらおうということをしてもらえれば、あとは何の問題もないと思います。よろしく御審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、補足説明が終わりました。この件について何か質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成で原案どおり決定をいたします。

次に受付番号17番の説明をしてください。

事務局

受付番号17番でございます。

譲受人が西荒神区の方、譲渡人が建浜区の方でございます。所在でございますが、高浜字土井辻、地番が1115番の1です。台帳、現況ともに畑となっております。地積は1,777㎡。

申請理由は、宅地分譲となっております。施設面積も同じく1,777㎡でござ

います。

農地区分でございますけれども、都市計画法に定められている用途地域ではございます。第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力でございますが、金融機関の残高証明書が出されております。事業費を超過しているというところで、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますが、事業計画書、給排水計画の平面図等が添付がされております。平成28年11月15日より着工と計画をされており、遅滞なく事業に供することが見込まれるものでございます。

計画面積の妥当性というところで、申請地が1,777㎡に、住宅用地として6区画、1区画平均251.78㎡ぐらいを造成、そして、分譲をされる予定でございます。そのほかに、公道の拡張用地、分譲敷地内の道路用地としての計画をされております。適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、申請地の南側は約1メートル下りの法面となっております。平坦な土地で隣地に農地はございません。法面の竹、木を伐採し、抜根及び法面の整形作業を実施するというところでございます。近隣への土砂流出、飛散などが無いよう、清掃作業員を配置させるということでございました。

その他特記事項でございますけれども、雨水については道路側溝へ、生活雑排水及び汚水については公共下水道を利用するというところでございます。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、受付番号17番の説明が終わりました。ここで補足説明を11番、土山委員にお願いいたします。

土山委員

11番の土山です。

20ページと21ページをごらんください。まず、場所ですね。これは、JRの長洲駅から徒歩2～3分北側に行ったところです。駅前の長洲タクシーを御存じかと思っておりますけれども、その間から、歩いていく道路ですが、ずっと北のほうに上がって行けば、2～3分でその土地に出ます。松岡自動車の東側に当たるんです。周りに家がずっと建ってまして、住宅地にはもってこいの場所ではないかと思っております。別に問題ないと思っております。審議のほど、よろしく願います。

濱北会長

ありがとうございました。この件について何か質問等はないですか。

池本委員

6区画に入るためには、道路はどちらから。もちろん東からでしょうけれども、真ん中に1本するわけ？ どがんなる？

事務局

真ん中に1本だけです。図面があります。

土山委員

道路は、中央に大体5メートルぐらいの道路ば東から西に1本、真ん中になります。そすと、北側と南側で大体3軒ぐらい計画してあるみたいです。中央にどんどです。

事務局

はい、中央に。

土山委員

それで、車は、この主要荒尾長洲線のほうから入ってくるんですよ。ただし、

長洲駅に歩いて行くときは、こっちのほうは人間が歩いて行く広さだから、車は行きません。しかし、今度の申請の土地までは、車は上のほうから入られるということですね。

池本委員 雨水排水はどっちゃん流れるとですかね。  
事務局 道路のほうです。

池本委員 側溝のあるとですか。  
事務局 側溝はあります。こっちでしょう？

池本委員 これはこっちに流れると。  
事務局 そうです。こっちに流れます。

池本委員 これは道路だけで何㎡あるとかな。  
事務局 道路だけで190㎡。側溝も入れてですね。道路の横に側溝を入れて。

馬場委員 それは宅地じゃなくて道路になるとですか。  
事務局 家に入るための道路ですね。中に道路を入れんとですね。

池本委員 また道路を引いた残りが6区画かいた。  
事務局 そうです、そうです。途中でとまるけんですね。

濱北会長 議長から質問というか、お願いば頼んでよかろうかと思うて。  
今の道の入り口ですね。ここは高速船道路から高さが1メートル20ぐらいあるとですよ。そこが、平川燃料のほうから上がっていくと、車は底を打たんとばってんが、松岡自動車から来たときは急には車がここは入れません。そして、荷物ば載せとるなら、ここの頂点で車が全部底ば打ちます。だから、その辺は、買う人にこの辺の道路の改修ばしてもらおうようにお願いをしたかです。

濱北会長 ほかに何か質問はないですか。  
ありません の声有

濱北会長 なければ、賛成の方の挙手をお願いします。  
賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ということで原案どおり決定をいたします。  
次に受付番号18番の説明をしてください。

事務局 受付番号18番でございます。  
こちらのほうは競売物件でございます。譲受人が磯町区の方でございます。所在が、長洲字前濱、地番が2451番の13でございます。台帳、現況ともに畑でございます。地積は34㎡でございます。  
申請理由といたしまして、駐車場の拡張及び進入路ということになっております。  
こちらの農地区分でございますけれども、土地計画法に定められている用途地域でございます。第3種農地として判断をしております。  
資力及び信用力でございますが、売却代金の納付による売却決定通知が添付されているため、適当と判断をしております。  
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性でございますが、事業計画書、土地利用計画図等の添付がされております。平成28年11月15日より着工と計画

をされており、遅滞なく事業が供されることが見込まれるものでございます。  
隣接する自己所有の駐車場の拡張及び出入り口に使用されるということで、問題はないかと思われま。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無でございますが、周辺農地は、道路と自己所有の駐車場であるため、周辺の支障はないかと思われま。

その他特記事項でございますが、土地の造成を行うことはなく、現状のまま駐車場として利用できるため、土砂流出等による被害はないと思われま。

以上で説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま、18番の説明が終わりました。ここで地区担当委員で9番の長谷川委員に補足説明をお願いいたします。

長谷川委員

長谷川です。説明します。

今、説明がありました案件につきまして、この物件は、8月の第4回定例会で提案された件でございます。先ほども事務局より説明がありましたように競売物件であります。というのは、資料の22ページ、23ページにうたっておりますけれども、2451番の1、この人の隣でございます。この人が競売の入札を落とされたという形でこの人の申請でございます。

ということで、場所は、前回、第4回定例会でも説明しましたように、しまむらとコスモスの前の道路を、西側の長洲小学校の方向へ進んでいって、荒尾長洲線の信号の真下のところでございます。前々回の定例会で説明した場所でございますので、何ら問題はないと思われまのでよろしくお願ひします。

以上です。

濱北会長

ありがとうございました。

これは、今、説明がありましたとおり、前々回のときに出ております。この件について何か質問等はないですか。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ないようですので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございました。原案どおり決定をいたします。

次に進みます。24ページです。議案第22号「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第22号でございます。「農地の買受適格証明願（耕作目的）について」でございます。

農地の競売（公売）に対する買受適格証明願（耕作目的）の申請がございましたので、次のとおり提出いたします。

受付番号2番、申請人の住所でございますが、清源寺区の方でございます。競売物件の土地でございますが、所在が清源寺字崩崎1451番の1と1452番の1でございます。地目は台帳、現況ともに畑でございます。地積は127㎡と754

㎡でございます。

申請理由といたしましては、経営規模拡大となっております。

売却実施期間といたしまして、平成28年11月7日から11月9日となっております。

こちらの全部効率利用要件でございますが、現在、申請者は、経営面積5,085㎡を経営しておられ、家族4人で農業に従事されております。当該農地は野菜を栽培するということで、全て農地は耕作するということでございます。農機具の所有状況でございますが、トラクターを1台、田植え機を1台、コンバイン1台、乾燥機1台で経営をされており、農作業には支障ないと思えます。通作距離でございますが、自宅より徒歩10分程度であり、問題はないかと思われれます。下限面積の要件でございますが、先ほども申しましたとおり、取得後の面積が5,966㎡となるため、面積要件を満たしております。周囲の営農条件、周辺の地域との関係は、聞き取りはございません。

以上で説明を終わります。

3番も一緒をお願いします。

受付番号3でございます。

申請人の住所でございますが、清源寺区の方でございます。こちらのほう、番地が多うございます。清源寺の外浜475番、台帳、現況ともに田でございます。面積が496㎡。次に、清源寺字大女2231番地、地目、現況、台帳ともに田でございます。129㎡。清源寺字崩崎1452番の1、同じく1451番の1、二つございます。こちらのほうは、台帳、現況ともに畑となっております。上のほうが754㎡、下のほうが127㎡となっております。次に、清源寺字川西652番の1、652番の2、652番の3、652番の4と4筆ございます。台帳、現況ともに全部田となっております。面積が、上のほうから448㎡、47㎡、29㎡、2.84㎡となっております。

こちらの申請理由といたしましては、経営規模拡大となっております。

先ほど申しましたとおり、売却実施期間のほうが平成28年11月7日から9日となっております。

こちらの全部効率利用要件でございますが、現在、申請者は、経営面積5,882㎡を経営されております。家族二人、本人さんと奥さんとで農業に従事されており、当該農地は水稻、大豆、野菜を栽培するということで、全て農地は耕作するということでございます。農機具の所有状況でございますが、トラクター1台を所有されており、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を利用されており、農作業に支障はないと思われれます。通作距離でございますが、自宅より徒歩15分、2キロ程度でございますので、問題はないかと思われれます。下限面積の要件でございますが、取得後の面積は公売の落札状況にもよりますけれども、経営面積5,000を超えておりますので適合しているということでございます。周囲の営農条件、周辺の地域との関係でございますが、周辺農地や隣接する土地への被害、影響が出ないように、雑草等の除草に努め、計画的に耕作をしたいということございました。

以上で説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま、事務局の説明が終わりました。受付番号2番、3番と一括して説明がございましたが、この件について何か質疑等はございませんか。

増岡委員 はい、14番。

増岡委員 14番、増岡です。

事務局 2番の申し入れの方、前回のところで太陽光のために売ってありますよね。今度、また、経営規模拡大のためにこれを買うんですか。ちょっと矛盾していると私は感じますよ。なぜなのかなと思いますね。こういうふうにして、競売だと安いからそれで入れておいて、またそれを何かあったら太陽光か何かにするか。ほんとうに野菜をつくる気があるのかどうかですね。そういうふうに疑問を感じました。そこら辺はどうなんですか。たまたま売って、そうしとった後、こういうふうにもう買うというのは、何か矛盾を感じるんですよね。

事務局 これ、適格証明ですので、入札で多分、同じ番地が下のほうにも出ていらっしゃると思いますので、ここの辺をどうされるかわからないんですが、一応、適格かどうかという審査をする上では、ないとは言えないので、出さざるを得ないといえますか、申しわけないんですけれども、適格はしておりますということしか言えないという部分はございます。申しわけありません。

増岡委員 借りてるというところがみそなんですよ。こういうふうに申請。前回はもうだったと思います。

事務局 前回もです。

濱北会長 ほかに何か質問はないですか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 なければ、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

濱北会長 異議ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。

事務局 次に移ります。33ページです。これが最後になります。「農用地利用集積計画(案)」の決定についてを議題といたします。

事務局、説明をしてください。

事務局 議案第23号でございます。「農用地利用集積計画(案)の決定について」でございます。農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

34ページをごらんください。10年の借地で出ております。今回、田のほうで3,875㎡、畑のほうで208㎡、合計で4,083㎡となっております。

続きまして、35ページに明細が載っております。利用権設定の状況でございます。新規設定となっております。熊本県農業公社のほうから、借り手ということで出ております。

次のページをごらんください。36ページです。貸し出し手の方等が書いてあります。新規で設定となっております。10年間の賃借権が2筆ございます。使用の賃借権が1筆、出ております。貸し出し手の方は同じ方でございます。合

計で、先ほど申しましたとおり4,083㎡を、今回、計画ということで提出したいと思います。

濱北会長  
池本委員  
事務局  
池本委員  
事務局

以上で説明を終わります。

ありがとうございました。

これは賃貸借と使用貸借、料金があるのかなかだけですか。

そうです。

ただと払うとと。

そうですね。ちょっと分けてあります。同じ新規ですけども、両方ということで出されるそうです。

池本委員  
事務局

これは事業のあれば受けられたつかね。農地バンクの。

はい。中間管理事業活用の利用権貸借になります。ただ、この出し手の方が玉名の方です。だから、申請は玉名で。なので、そこは玉名市がたしか管理されているはずなので、こっちは済みません。

池本委員  
事務局

ああ、こっちはわからん？

はい、済みません。土地は長洲ですけども……。

土地が長洲なので、長洲で御報告、御審議となります。ただ、地主は玉名市在住の方です。なので、そこ辺の補助的ないろいろなもろもろについては、玉名市のほうに多分出ているはずですが。何か行われているはずですが。長洲のほうには出てこないの、そこはわかりません。

濱北会長

ほかにありませんか。

ありません の声有

濱北会長

ほかになければ、これで議案は全て終了いたしました。

ほかに何か皆さんから質問等はないですか。

池本委員  
事務局

調査は全部終わってととですか。

今、ここに四つ預かっております。たしか事務局で四つ預かっていたと思いますので、全員いただいたと思います。ありがとうございました。

濱北会長

ほかになければ、事務局のほうからその他の事項についてお願いいたします。

(その他)

1. 農地利用状況調査について
2. のうねん配布について
3. 九州電力株式会社からのお知らせについて
4. 全国農業新聞の購読推進について

濱北会長

それでは、これで全て終了いたしました。平成28年度第6回長洲町農業委員会定例会を終了いたします。

閉会(終了 午前11時30分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印